

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 告 示	ページ
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】	3
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】	5
○ 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 25 トンである道路の指定【都市整備局道路部管理課】	7
○ 通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法【都市整備局道路部管理課】	8
○ 指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託【都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課】	9
○ 港湾施設の概要の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	11
○ 港湾施設の等級の指定の一部改正【港湾空港局港営部港営課】	12
◇ 上下水道局	
○ 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道保全課】	13
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	14
◇ 監査委員	
○ 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間【行政委員会事務局監査第一課】	15
◇ 雑 報	

- 通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路の指定【福岡北九州高速道路公社総務部総合調整課】 1 6
- 通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定及び当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法【福岡北九州高速道路公社総務部総合調整課】 1 7

北九州市告示第 2 9 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
医療法人こがねまるク リニック訪問診療所	北九州市八幡西区馬場山緑 9 番 7 号	令 和 7 年 7 月 1 日
なないろ診療所	北九州市小倉北区大島一丁目 7 番 2 5 号	令 和 7 年 7 月 1 日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
陣原ココフル薬局	北九州市八幡西区陣原一丁目 2 番 1 4 号	令 和 7 年 7 月 1 日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指 定 年 月 日
訪問看護みつば	北九州市小倉南区下南方一丁目 3 番 1 1 号ヒューメリア 2 2 7 0 1 号	令 和 7 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション MORE PLUS	北九州市八幡東区荒生田三丁目 5 番 1 号 6 0 4	令 和 7 年 7 月 1 日
訪問看護ステーション C o h a r u 小倉	北九州市小倉南区城野四丁目 7 番 5 号ロイヤルマキシム 1 0 1	令 和 7 年 7 月 1 日

北九州市告示第 298 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変 更 年 月 日
訪問看護ステーション りあん	新	北九州市小倉北区片野三丁目 1 番 22 号ベルガモット黄金 1001 号	令 和 7 年 7 月 1 日
	旧	北九州市小倉北区金鶏町 5 番 5 号 403 号室	
訪問看護ステーション はなはな	新	北九州市小倉北区高尾一丁目 5 番 1 号	令 和 7 年 7 月 1 日
	旧	北九州市小倉北区篠崎五丁目 24 番 4－1 号	

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変 更 年 月 日
新 訪問看護 2 m u g i ～ 紬 ～	北九州市小倉北区三郎丸三丁目 5 番 1 号 606 号		令 和 7 年 7 月 1 日
旧 訪問看護 ナース ケア 222			

北九州市告示第 299 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第 4 項の規定によりその概要を告示し、同条第 3 項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号

日本製鉄株式会社九州製鉄所

九州製鉄所 所長 中田昌宏

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市戸畑区飛幡町 1 番 1 号

日本製鉄株式会社九州製鉄所八幡地区（戸畑）

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 名称、種類及び能力

名称	設備設計・建設技術センター開発 A 棟 鋼板処理実験 ライン入側洗浄装置
種類	水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号） 別表第 1 の第 65 号に掲げる酸又はアルカリによる表面 処理施設
能力	鋼板洗浄速度 30 m／分

イ 使用時間間隔、1 日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の使用開始年月日

使用時間間隔	実験時のみ使用（おおむね 3 か月に 1 回 程度）
1 日当たりの使用時間	8 時間
季節的変動	なし

使用開始年月日	許可日以降
---------	-------

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに汚染状態の通常の値及び最大の値

汚水等の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	通常 9.2 最大 23
水素イオン濃度	通常 13 最大 13.8
ノルマルヘキサン抽出 物含有量 (mg/ℓ)	通常 1,000 最大 3,000

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

特定施設から排出される汚水等は産業廃棄物として処理される。

(5) 排水に関する事項

排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年7月1日から同年7月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和7年7月22日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第 3 0 0 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大 2 5 トンである道路を次のとおり指定する。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路 線 名	区 間
1 7 1 5	市道牧山海岸 2 号線	北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 3 1 地先から 北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 1 4 9 地先まで
1 8 7 9	市道汐井町牧山海岸 1 号線	北九州市戸畑区汐井町 2 番 1 0 1 地先から 北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 8 地先まで

2 指定する期日 令和 7 年 7 月 1 日

北九州市告示第 3 0 1 号

車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が 4. 1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが 3. 8 メートルを超え 4. 1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 指定する道路の路線名及び区間

整理番号	路 線 名	区 間
1 7 1 5	市道牧山海岸 2 号線	北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 3 1 地先から 北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 1 4 9 地先まで
1 8 7 9	市道汐井町牧山海岸 1 号線	北九州市戸畑区汐井町 2 番 1 0 1 地先から 北九州市戸畑区牧山海岸 3 番 8 地先まで

2 指定する期日 令和 7 年 7 月 1 日

3 通行方法

第 1 項で指定する道路を通行する高さが 3. 8 メートルを超え 4. 1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

- (1) 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行すること。道路に隣接する施設等に出入りするために、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
- (2) 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、縦の長さ 0. 1 2 メートル以上横の長さ 0. 2 3 メートル以上又は縦の長さ 0. 2 3 メートル以上横の長さ 0. 1 2 メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
- (3) 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、道路情報を収集し、あらかじめ上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

北九州市告示第 3 0 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収及び支出について指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	指定公金事務取扱者		指定公金 事務取扱 者として 指定した 日	指定公金 事務取扱 者に公金 事務を委 託した日	委託期間
	名称	住所			
北九州市立 小石プール	公益財団法 人北九州市 スポーツ協 会	北九州市八 幡東区八王 寺町 4 番 1 号	令和 7 年 7 月 1 日	令和 7 年 7 月 1 日	令和 7 年 7 月 1 日 から令和 7 年 9 月 1 日
北九州市立 藤ノ元プー ル					
北九州市立 沖田プール					
大池プール					
折尾プール					
上津役プー ル					
木屋瀬プー ル					
北九州市立 松ヶ江プー ル	コナミスポ ーツ株式会 社	東京都品川 区東品川四 丁目 1 0 番 1 号			
北九州市立 朽網プール					
和布刈塩水 プール	株式会社コ アズ	北九州市八 幡西区黒崎 城石 3 番 7			
大里プール					

紫川河畔プ ール		号			
-------------	--	---	--	--	--

北九州市告示第 3 0 3 号

北九州市が管理する港湾施設の概要（昭和 5 8 年北九州市告示第 7 8 - 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

4 臨港交通施設の道路の表の洞海の項中

響灘西 9 号道路	若松区響町三丁目	5 2 6 . 0 0	9 . 0 0	アスファルト舗装	を に
響灘西 9 号道路	若松区響町三丁目	5 2 6 . 0 0	9 . 0 0	アスファルト舗装	
響灘西 1 0 号道路	若松区響町三丁目	2 2 9 . 0 0	2 0 . 0 0	アスファルト舗装	に

改める。

6 荷さばき施設の荷さばき地の表の門司の太刀浦 1 号岸壁荷さばき地の項中「1 級」を「2 級」に改める。

1 4 港湾施設用地の倉庫敷の表の小倉の項中

日明 6 号倉庫敷	小倉北区西港町	1 , 0 0 1 . 0 7	を
日明 1 7 号倉庫敷	小倉北区西港町	1 , 1 1 5 . 0 9	
日明 6 号倉庫敷	小倉北区西港町	1 , 0 0 1 . 0 7	に

改める。

北九州市告示第 3 0 4 号

港湾施設の等級の指定（平成 9 年北九州市告示第 1 3 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

表の荷さばき地の一般ふ頭の 1 級地の項中

「	太刀浦 1 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸		を
	太刀浦 2 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸		
」				
「	太刀浦 2 号岸壁荷さばき地	門司区太刀浦海岸		に
」				

改める。

北九州市上下水道局告示第 33 号

北九州市下水道条例（昭和 39 年北九州市条例第 39 号）第 8 条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
1071	株式会社邑本興産 邑本高浩	門司区西海岸一丁目 4 番 20 号	令和 7 年 7 月 1 日か ら令和 12 年 5 月 3 1 日まで

北九州市上下水道局告示第 3 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
M－1 9 7	株式会社青 海建設	濱田建二	北九州市小倉南 区大字貫 1 8 0 6 番地 3	令和 7 年 7 月 1 日

北九州市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに補助できる期間を次のとおり告示する。

令和7年7月1日

北九州市監査委員 中西満信
同 梅田久和
同 鷹木研一郎
同 大久保無我

氏名	住所	補助できる期間
荒牧啓一	福岡県北九州市小倉南区企救丘一丁目5番17号	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
加藤秀一	福岡県北九州市門司区大里本町三丁目8番1－1011号	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
猿渡慎也	福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲1032番地5	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
島田 守	福岡県北九州市小倉南区大字呼野630番地1	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
白石尚久	福岡県糟屋郡久山町大字山田393番地373	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
山田朋枝	福岡県福岡市東区美和台三丁目12番7号	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで
吉野 任	福岡県北九州市小倉北区篠崎二丁目4番3－1号	令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

福岡北九州高速道路公社公告第5号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和7年7月1日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
北九州高速5号線	北九州市戸畑区牧山海岸3番125地先から 北九州市八幡東区東田五丁目100番3まで

2 指定する期日 令和7年7月1日

福岡北九州高速道路公社公告第6号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和7年7月1日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
北九州高速5号線	北九州市戸畑区牧山海岸3番125地先から 北九州市八幡東区枝光二丁目8番107地先 まで

2 指定する期日 令和7年7月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

（1） 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

（2） 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

（3） 道路情報の収集

道路の情報は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。